

## 新・生物多様性国家戦略に対する意見

WWF ジャパン  
自然保護室

- ( 1 ) 森林保全の在り方(ギャップアナリシス等)
  - ( 2 ) 保護地域(島嶼地域を含む)の問題点
  - ( 3 ) 渡り鳥生息地の保全
  - ( 4 ) 野生動植物の取引が生態系に及ぼす影響
  - ( 5 ) 化学物質が生物多様性に及ぼす負の影響
  - ( 6 ) 沿岸および海洋生物の保全「漁業・水生生物について」
  - ( 7 ) 生物多様性保全のための環境教育
  - ( 8 ) 生物多様性保全とNGOの果たせる役割
- 

今年の3月から8月まで開催された懇談会および現在進められている小委員会の各省庁ヒアリングを傍聴してきた。また、先日の第2回小委員会で委員からも意見が出された。「各省庁が生物多様性について真っ向から取り組んでいる印象が薄い」「各省庁のヒアリングは、デモンストレーションに過ぎず、他省庁との連携が希薄」「どの省庁が何をやっているのか全体が見えない」「7年度の国家戦略策定時と比べて危機感を持った」「このままでは、この国の自然環境と生物多様性が今後ますます減少していく恐れを感じた」「自然環境と生物多様性を今後、消失させない為の最低ラインをどのように死守するか」「外来種(移入種)問題については、各省庁連携が必要と述べられただけ、ことの重要性の認識が薄い」「国内の多様性のみならず、輸出先の海外の生物多様性にも配慮すべき」等々、様々な意見が出された。これらの意見は、まさに過去5年間の評価と言っても過言ではない。

これから作成される「新・生物多様性国家戦略」は、5年間の戦略ではなく、10年、20年先を見越した戦略「Strategy」でなければならない。その内容は、多くの具体的で現実性のあるアクションプランと実行可能な体制が明記されるべきである。

その為には、環境省の中に生物多様性保全のための専門の部局(生物多様性センターではない)を設け、専属のスタッフが各事業をフォローすると同時に、各省庁の担当者、およびNGOやNPOが加わるタスクフォースを設置すべきである。

## (1) 森林保全の在り方(ギャップアナリシス等)

現在、持続可能な森林の経営へ向けての基準・指標の検討がなされており、森林の質的側面の重要性も考慮されている。現状の森林簿等の木材生産をベースとしたデータ管理を生物多様性等も考慮した形に整えていく必要が急がれると考える。「緑の国勢調査」での植生自然度等のリンクも検討し、現状の保護規制のかかっている地域と生物多様性等のデータと照らし合わせて、保護規制地域の線引きの再検討(いわゆる"Gap Analysis")も必要と考える。また、現状のIUCNでのカテゴリー分類についても、これらを受けて再検討する必要がある。

また、保護区を設定に際しては、国際的にも求められているように、代表的な生態系を選ぶのみならず、それらを孤立させずに有機的につなげていくことが必要不可欠である。森林の断片化を極力避けるべく、バッファ、コリドーの十分な設置/施業内容の検討が急がれる。

さらに、既存の保護区だけではなく、森林に置いてはいち早く荒廃してしまっている平地の森林とその多様な生物相の回復が是非とも必要と考える。これに際しては、社寺林と都市緑地などの連携を考え、管理・回復に必要な財政的支援も検討される必要がある。

自然環境保全法、自然公園法、森林法、都市計画法等の関連法律を統合した形での計画、財政的措置等が検討される必要があると考える。

バッファ、コリドー等においては適度の木材生産が行われようが、通常の木材生産対象地域と含めて、林業者が行う経営の基準を国際的にも求められている基準等にも整合させていく必要がある。そのためには林業者だけではなく、エンドユーザー、一般消費者からのサポート/グリーン購入も必要であり、FSC(森林管理協議会)森林認証・ラベリング制度の導入も有効である(第4回懇談会資料参照)。こうしたNPO行う制度の展開に対する財政的支援を希望する。

### <国際協力>

日本の木材自給率は約2割と海外に依存する率は極めて高い。その反面、それらがどこからどのように管理されて出てきたものであるかを確認するという自覚と責任感は残念ながら非常に低いと言えよう。違法伐採がG8でも取り上げられるなか、世界で最大規模の木材輸入・消費国である日本の責任/果たす役割は極めて大きい。生産現地での先住民団体、環境団体へのヒアリング等も審査に含まれる、FSC(森林管理協議会)森林認証・ラベリング制度の国内展開も一つの有効手段であると考え。日本の関連企業・消費者に対するグリーン購入に対する意識を高めて行く上でもこうしたNPOの行う認証制度に対する財政的な支援も重要と考える。

## (2) 保護地域(島嶼地域を含む)の問題点

< 保護地域について >

( 保護地域の連携 )

- 1 . 自然公園や保護水面、保安林など、既存のいくつかの保護地域制度があるが、複数の省庁におよんでいるため、これらの連携が十分にとれていないのが現状である。各種の保護地域の目的、役割を踏まえながら、生物多様性の視点から、相互に、それぞれの機能を補完できるような制度、体制を作るべきであり、多様性保全戦略のなかに組み込むべきである。(たとえば、保安林と鳥獣保護区の連動など)

( ゾーニング )

- 2 . 山岳や島嶼の保護地域において、保全ゾーン、緩衝ゾーン、利用ゾーンなどに区分する際には、同心円的な構造をとることが多く、山頂部分がコア、そのまわりがバッファー、その下部が規制なしで、里山などのゾーンが落ちていた(宅地、農地などのためでもあるが)。これに対して、水系、流域単位の保護地域設定やゾーニングの考え方を導入し、森、川、海の一連の保全を図る必要があるだろう。特に島嶼では、この方法がワンセットの生態系を保全する上で重要である。ゾーニングやゾーンのセット、その間のコリドーなど有機的な結びつきを保全戦略に取り入れるべき。

( 復元・再生 )

- 3 . 原始的な保護地域は別として、多くの保護地域では人間の活動による改変が進んでいることから、改変の程度に応じた修復が必要である。人間活動が低下、停止したことによる里山の変化、過度の利用による湿地(湿原、河川、湖沼、干潟、浅海域など)の変化などには、それぞれに応じて人々の生活・生産活動との共生を意識した、復元・再生が必要である。多様性保全戦略のなかに、保全手法としての復元・再生を位置づけるべきである。

( 管理 )

- 4 . 保護地域の管理は、サクセッションに任せるエリアは別として、その保護地域の特性にもとづく保全目標を設定して行われるべきである。人為的な環境の改変、移入種・侵入種による生物相の攪乱などに対して、予防的な措置や事後の対策が速やかにとれるようにするなど、保護地域における管理方針とその実行体制を、戦略のなかに取り入れるべき。

( 利用 )

- 5 . 保護地域の利用の仕方として、従来の観光・レクリエーション(スポーツ)を中心とするものから、自然観察、野外教育など、生物多様性を重視し、活用するものに変えていくべき。その際の利用のルールも重要。観光・レクリエーションは別のジャンルの地域利用になるのではないか。

### (3) 渡り鳥生息地の保全

1999年度冬期より実施されている、シギ・チドリ類個体数変動モニタリング調査において調査が実施された、110ヶ所余りのシギ・チドリ類の渡来地において、現在改訂中の東アジア - ストラリア地域フライウェイにおける最少推定個体数の1%もしくは0.25%基準への適合性を評価したところ、71ヶ所が該当した。(p5参照)

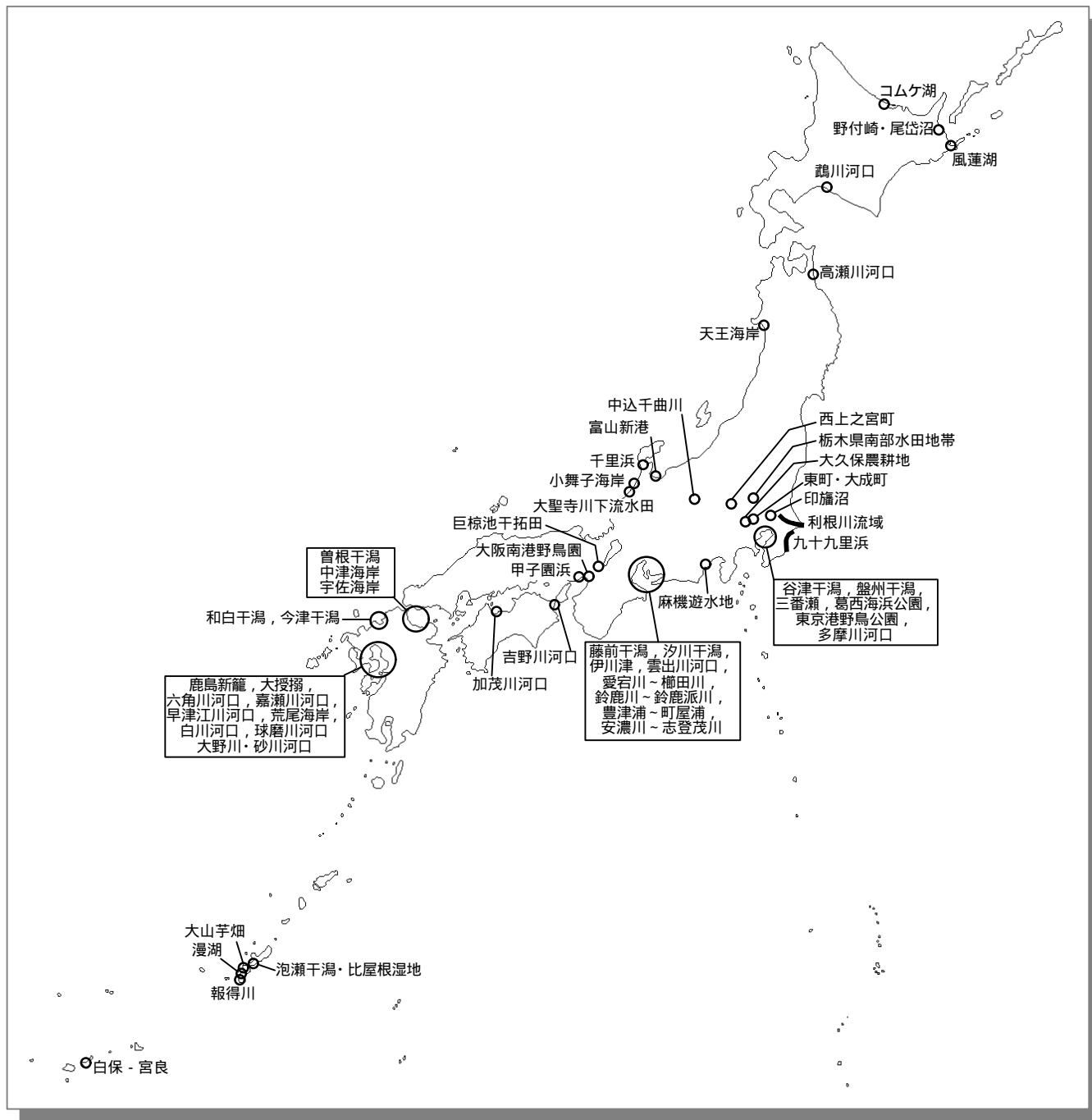
これらの地域は、東アジア - オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークの参加基準を満たすと同時に、ラムサール条約の登録湿地の候補地であり、国際的にも重要な湿地であると考えられる。

しかしながら、これらの71ヶ所の地域のうち、国設鳥獣保護区はわずか4ヶ所、ラムサール条約登録湿地は2ヶ所のみであり、県設鳥獣保護区を含めても全体の1/3しか保護区設定がなされていないのが状況である。また、自然公園などの設定地域を含めても、約半数の36ヶ所は、保護対策が手つかずの状態である。(p6参照)

また、第8次鳥獣保護事業計画において、野付半島、庄内川・新川・日光川河口部(通称：藤前干潟)、汐川干潟、博多湾、有明海、利根川河川敷が国設鳥獣保護区設定計画にあがっているが、設定のための調査がなされたのは、実施中も含めて3ヶ所のみであり、また現時点で設定が予定されているのは、藤前干潟1ヶ所のみである。

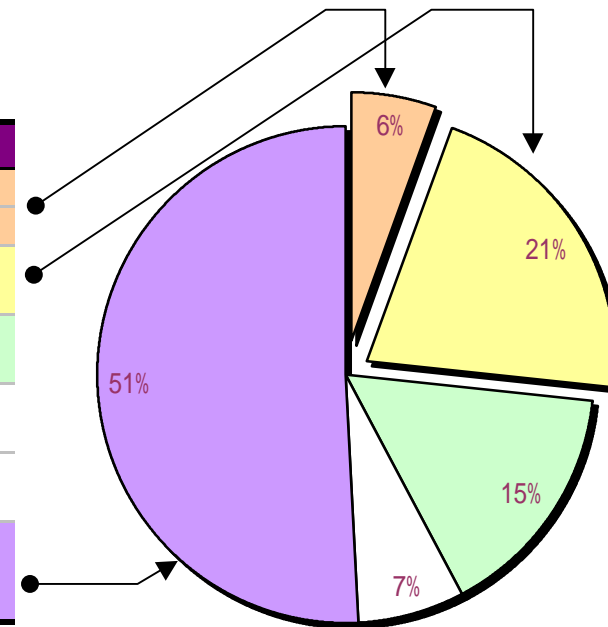
有明海・八代海沿岸およびその流域に関して、全国で500ヶ所の抽出された重要湿地のうち、13湿地がある。これらを生物群・生息域に関して分類すると36に細分され、沿岸域、内水域を問わず多様な環境があることが分かる。(p7,8参照)

この湿地の分布状況に、国立・国定公園の設定範囲、県設鳥獣保護区設定範囲、保護水面域の範囲を重ねて見ると、この流域における重要湿地のほとんどが現状の保護区指定制度の範囲からはずれて存在していることが分かる(p9参照)。



## シギ・チドリ類重要渡来地の保護区設定状況

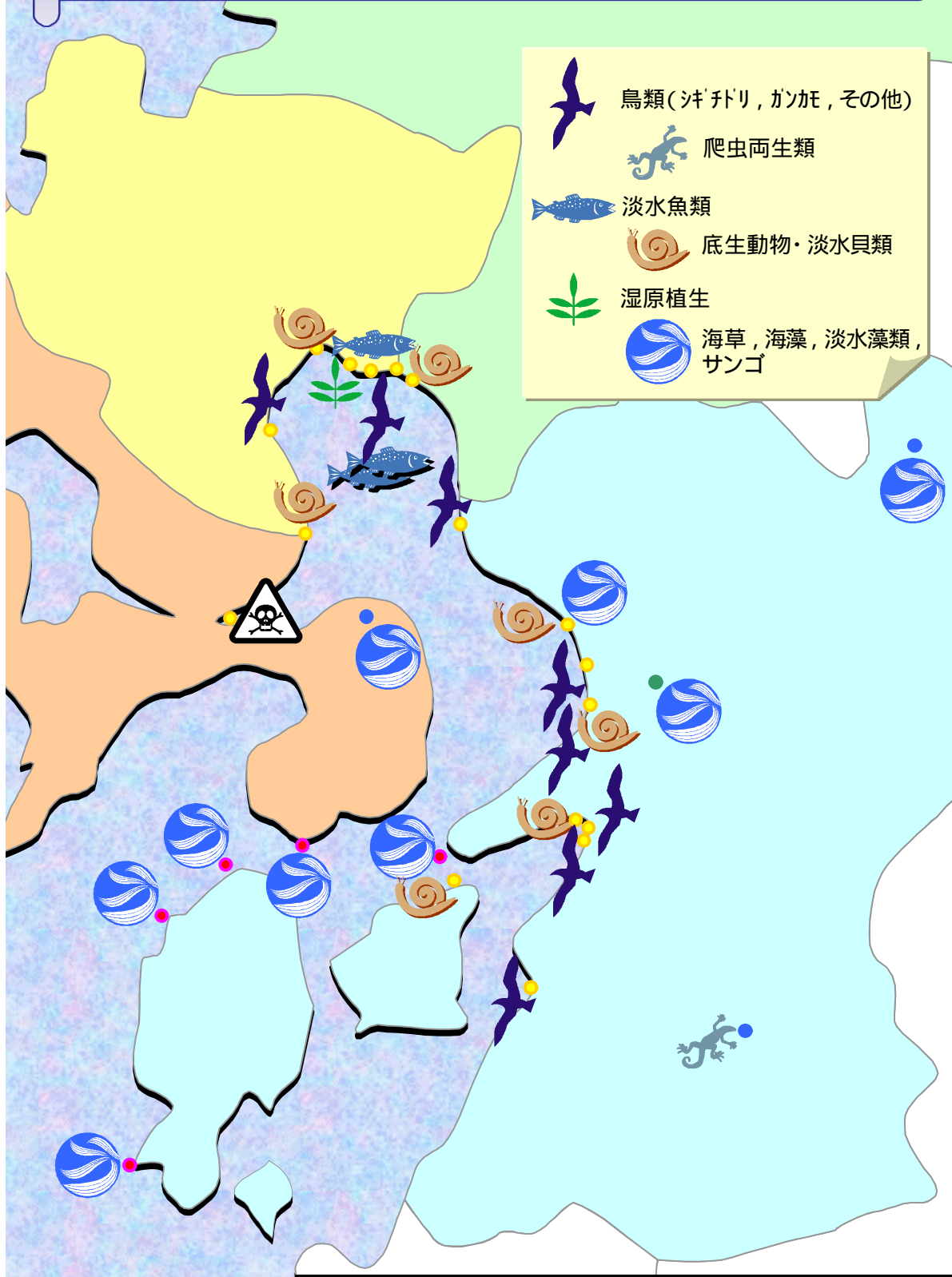
	保護区分	渡来地名	備考	
シギ・チドリ類 重要渡来地 71地点	ラムサール条約登録地	2ヶ所	谷津干潟，漫湖	
	国設鳥獣保護区	4ヶ所	風蓮湖，浜甲子園	
	県設鳥獣保護区	15ヶ所	コムケ湖，多摩川河口， 荒尾海岸など	国設保護区計画地 と重複あり
	国設鳥獣保護区計画地域	14ヶ所	野付・尾山沼，利根川河 口， 沼川干潟など	
	国立・国定公園	5ヶ所	網走国定公園， 水郷筑波国定公園	
	県立自然公園	9ヶ所	野付風蓮自然公園， 九十九里浜自然公園など	
	未設定区域	36ヶ所	小櫃川河口，三番瀬， 曾根干潟，泡瀬干潟， 白保・宮良海岸など	



国設鳥獣保護区	4
都道府県設鳥獣保護区	15
国設鳥獣保護区設定計画	11
国立・国定・県立自然公園	5
GAP地域	36
合計	71

湿地名	都道府県	湿地タイプ	生物群	生育・生息域
有明海 (筑後川河口～矢部川河口, 東与賀海岸, 六角川河口～塩田川河口, 鹿島海岸, 田古里川河口, 諫早湾, 荒尾海岸)	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県	干潟, 河川, 塩性湿地, 浅海域	淡水魚類	筑後川河口域
			底生動物	筑後川河口～冲瑞川河口, 矢部川河口
			湿原植生	東与賀海岸
			シギ・チドリ類	東与賀海岸 (大授搦)
			シギ・チドリ類	早津江川河口・平和搦
			ツル他水鳥	東与賀海岸 (大授搦)
			シギ・チドリ類	鹿島海岸 (新籠)
			ツル他水鳥	鹿島海岸 (新籠)
			底生動物	田古里川河口
			底生動物	六角川～塩田川河口
			シギ・チドリ類	諫早湾
			ガン・カモ類	諫早湾
			ツル他水鳥	諫早湾 (小野島海岸)
			シギ・チドリ類	荒尾海岸
淡水魚類	有明海周辺			
神代川	長崎県	河川	淡水藻類	神代川
島原半島南部	長崎県	藻場	淡水藻類	島原半島南部
平尾免地先沿岸	長崎県	藻場	海藻	平尾免地先沿岸
志津川	熊本県	河川	淡水藻類	志津川
江津湖・上江津湖水系	熊本県	湖沼, 湧水池	水草	江津湖水系
			淡水藻類	上江津湖
菊池川・白川・緑川河口	熊本県	河川, 河口干潟のある河口域	淡水藻類	菊池川
			シギ・チドリ類	白川河口・緑川河口
			底生動物	菊池川河口～塩屋海岸
不知火干潟周辺	熊本県	河口干潟のある河口域	底生動物	緑川河口～住吉神社付近
			シギ・チドリ類	不知火干潟 (大野川・砂川河口)
			ツル他水鳥	松橋町不知火
			底生動物	大野川河口
球磨川河口	熊本県	河口干潟のある河口域	ツル他水鳥	氷川河口
			シギ・チドリ類	球磨川河口
天草・大矢野島周辺	熊本県	藻場, 干潟	ツル他水鳥	球磨川河口
			海草	宮津湾
天草灘通詞島周辺	熊本県	藻場	底生動物	永浦干潟
			海草, 海藻	天草灘北部
天草牛深 (片島, 大島, 桑島)	熊本県	サンゴ礁	サンゴ	天草牛深 (片島, 大島, 桑島)
苓北町脊梁産地源流域のベッコウサンショウウオ生息地	熊本県, 宮崎県, 鹿児島県	河川	爬虫両生類	九州脊梁産地源流域のベッコウサンショウウオ生息地

# 有明海・八代海沿岸域の重要湿地





## 保護地域設定状況

● 県設鳥獣保護区（沿岸域および  
その付近のみ表示）

佐賀県： 34 ケ所（17,673ha）

福岡県： 42 ケ所（64,869ha）

長崎県： 92 ケ所（39,045ha）

熊本県： 106 ケ所（93,275ha）

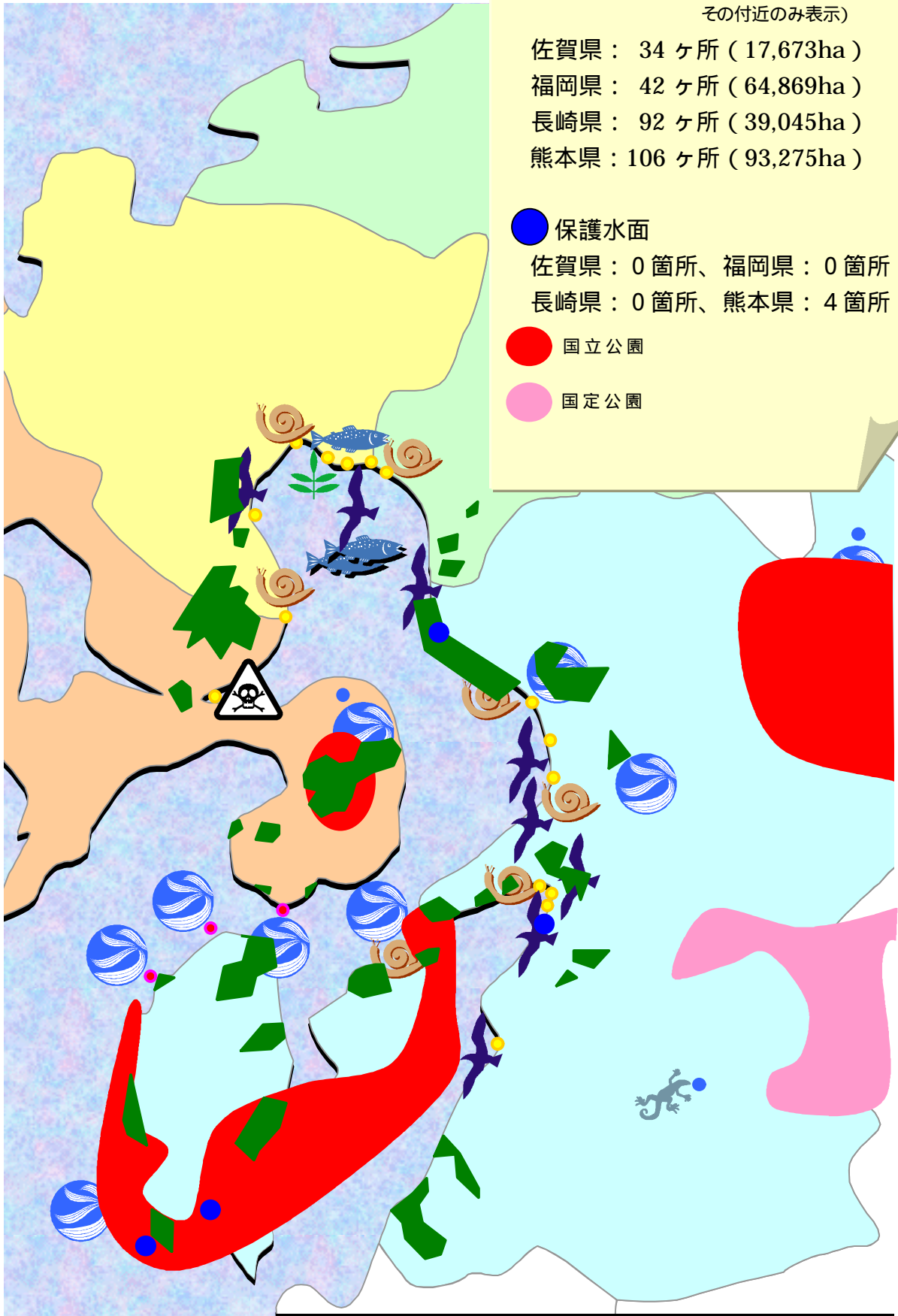
● 保護水面

佐賀県： 0 箇所、福岡県： 0 箇所

長崎県： 0 箇所、熊本県： 4 箇所

● 国立公園

● 国定公園



#### **(4) 野生動植物の取引が生態系に及ぼす影響**

我が国は、世界三大野生生物消費国のひとつであり、世界各国から野生生物とその製品を輸入している。日本の消費が世界の野生生物の存続や生物多様性に影響を与えていると考えられる。

そのため、我が国は消費大国としての責任を果たし、以下のような施策で国内外の自然保護に積極的に取り組むべきである。

ひとつには、私たちの消費行動が海外の生態系・多様な生物相に及ぼす影響を配慮して、国際条約に基づく厳しい国内法と体制整備が重要である。具体的には、ワシントン条約を施行する既存の国内法では不十分な点を補うよう改善が必要である。さらに、海外で保護策をとっている野生生物に対して、協力できるような国内法の整備も求められる。また、関係法令の施行体制として、税関職員の能力育成、関係省庁の連携強化(情報の共有化、監視体制の相互補完)(税関はワシントン条約検査、農林省は植物防疫法検査で、別々であり、相互の連携や情報交換すらない)などが不可欠である。

一方、海外からペットとして輸入した野生生物が販売飼育され、逃げたり捨てられたりして我が国の生態系に害をもたらす問題が生じている。アライグマなど国内固有種への害の事例だけでなく、国内で天然記念物に指定されている種と同じ種の標本が海外から輸入され、市場で販売されていることがあり、国内の保護策が意味をなしていないことがある。今後はこのような事態を未然に防ぐ策を積極的に推進する必要がある。

消費大国としての責任を果たすためのもうひとつの施策は、海外の生息地での保護策を支援することである。その方法としては、我が国が原材料を輸入するのではなく、生息国で加工などの産業を育成し、生息国にとって保護のための経済的誘因を設置していくことが求められている。例えば、中国では特定薬用植物の原材料の輸出を禁止し、一定の加工品の輸出は認めている。このように、生息国の人々や地域コミュニティを主体として継続的な保護策を提案し、国内外の協力体制を確立するべきである。

さらに国内での普及啓発として、絶滅のおそれのある野生動植物は人類の共有財産であって、個人が所有するものではないことを環境教育の場で推進することが必要である。

## (5) 化学物質が生物多様性に及ぼす負の影響

< 化学物質が生物多様性に及ぼす負の影響への適切な対応を >

我が国で生産もしくは輸入され、環境中に廃棄される化学物質の種類と量は増加の一途をたどっていると考えられる。しかし、それら化学物質の安全性管理は主に人の健康に対する影響を中心に考えられており、生態系への影響についてはほとんどといって良いほど考慮されていなかった。近年、残留性有機汚染物質（POPs）や内分泌攪乱物質などによる野生生物への影響が報告されるようになってきたが、依然としてこの分野における調査研究は大幅に遅れており、化学物質が我が国の生物多様性に及ぼす負の影響について正當に評価されていない。そこで、まず化学物質審査規制法、農薬取締法などの化学物質に関する既存の法体系を生態系への安全性という観点から見直すと同時に、調査研究の拡充を促進する取り組みが不可欠である。

## ( 6 ) 沿岸および海洋生物の保全「漁業・水生生物について」

水産業は、水産生物のもつ膨大な再生産力を利用する産業である。人類への食糧供給の観点から、また、雇用確保の観点から、きわめて重要である。しかし、この膨大な再生産力は、陸上の集水域をも含む健全な海洋生態系と生物多様性に依存していることを忘れてはならない。また、漁獲や消費のあり方について、国際的な視野で考慮することが必要である。この点から以下の事項が戦略の中に含まれるよう希望する。

生物多様性国家戦略に反映すべき項目：

- 1．沿岸漁業と、陸上の集水域も含む沿岸生態系の関係を量的質的に把握し、生態系保全とそれに付随する生物多様性保全への姿勢を強化する。
- 2．海洋汚染と漁業の関係を量的質的に把握し、生態系保全とそれに付随する生物多様性保全への姿勢を強化する。
- 3．保護水面あるいはノンフィッシングゾーンの効果を量的質的に把握し、その効果を最大限に利用できるよう努める。
- 4．混獲対策をいっそう進める。
- 5．国際的な枠組みの中で消費のあり方を考える。
- 6．生態系保全とそれに付随する生物多様性保全を実現するための予算を増加させる。

理由

- 1．沿岸漁業と、陸上の集水域も含む沿岸生態系の関係を量的質的に把握し、生態系保全とそれに付随する生物多様性保全への姿勢を強化する。

日本の水産漁獲高は、戦後、年を追うごとに増加、1988年に12,785千トン(海面漁業は12,587千トン)のピークを記録した。漁船の動力化と大型化、安価な燃料を背景にした海外漁場の拡大、歴史的なマイワシの漁獲などが起因している。しかし、それ以来、年を追うごとに減少、99年には6,626千トン(海面漁業は6,492千トン)まで減少している。

考えられる減少の原因：

自然現象(レジームシフト。マイワシの漁獲激減)

乱獲(特に、高価格魚や底魚)

内外の漁獲規制の強化(条約による漁獲枠削減、TAC導入など)

海外漁場の喪失(沿岸国のEEZ導入)

漁業会社の経営悪化や、漁業従事者の減少・高齢化による漁獲能力の低下

埋立などによる産卵生育場など重要生息域の減少・劣化

隣接諸国との競合

その他

原因の中には、人間の手ではどうにもできないものもあるが、乱獲などは漁業規制の強化である程度解決できるものもある。その中で、産卵場や生育場などの保全は、漁業にとってだけでなく生態系の観点からも、きわめて重要である。以下の事項などについて、どの程度、漁獲減少に影響したかを量的質的に把握し、それに基づいて生物多様性や漁業への影響を軽減する措置を講じるべき。水産庁は、漁業や海洋生物多様性に悪影響を及ぼしかねない事業を行う主体者に対し、中止を含めた勧告を行う立場にあるはず。

諫早湾などの干潟埋立

長良川、利根川などの河口堰

沖縄県での林道開発など集水域での大規模開発

関西空港など沖合大規模埋立

暖海域のサンゴ礁やマングローブ林の減少・劣化

磯焼け現象

その他

日本の部門別生産高の推移（単位：千トン）

年	1950	1960	1970	1978	1983
合計	3,373	6,192	9,315	10,828	11,967
海面漁業	3,303	6,102	9,147	10,600	11,756
遠洋漁業				2,175	3,132
沖合漁業				5,518	6,428
沿岸漁業				1,145	3,196
漁業				1,990	2,137
養殖業	48	284	549	917	1,060
内水面漁業	68	90	168	228	211
漁業	63	74	119	138	117
養殖業	5	15	48	90	94
年	1988	1993	1998	1999	
合計	12,785	8,707	6,684	6,626	
海面漁業	12,587	8,530	6,542	6,492	
遠洋漁業	2,247	1,139	809	834	
沖合漁業	6,897	4,256	2,924	2,800	
沿岸漁業	3,442	3,135	2,809	2,857	
漁業	2,115	1,861	1,582	1,605	
養殖業	1,327	1,274	1,227	1,253	
内水面漁業	198	177	143	134	
漁業	99	91	79	71	
養殖業	99	86	64	63	

資料：『漁業白書』各年より作成（原典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」）

2. 海洋汚染と漁業の関係を量的質的に把握し、生態系保全とそれに付随する生物多様性保全への姿勢を強化する。

日本沿岸で漁獲された漁種のPCBなどによる汚染は深刻である。一部の貝類に内分泌攪乱物質が影響を及ぼし、漁獲が減少していることが認められている。海洋汚染も1に示した漁獲量減少の原因になっていることも考えられる。海洋生物の繁殖能力と漁業の関係を量的質的に把握し、海洋汚染の原因となる事項の除去にイニシアティブをとるべき。

3. 保護水面あるいはノンフィッシングゾーンの効果を量的質的に把握し、その効果を最大限に利用できるよう努める。

日本には古くから、神道や入会権に根ざした禁漁制限が存在し、資源保護に役立ってきた。産卵場や稚魚の生育場などでの漁獲を効果的に制限することにより、資源の増加が望める。保護水面やノンフィッシングゾーンの効果を量的質的に把握し、必要かつ効果的な場所を指定するべき。

4. 混獲対策をいっそう進める。

マグロ延縄漁業によるトリポールなどの混獲対策は、大きく評価できる。底引きトロール漁業など、混獲（アンダーサイズの対象漁種も含む）が多い他の漁業でのいっそうの混獲対策を求めたい。

5. 国際的な枠組みの中で消費のあり方を考える。

最近では経済不況のため、水産物の輸入が伸び悩んでいるというものの、国内生産の不振をカバーするため、輸入量は増加している。FOC船などIUU漁業による漁獲物が輸入されないよう、細心の対策が望まれる。また、合法的な漁獲物とはいえ、グルメ・飽食に代表される浪費的な消費は許されなくなる。生産、消費とも国際的な視野に立って行われるべきである。

6. 生態系保全とそれに付随する生物多様性保全を実現するための予算を増加させる。

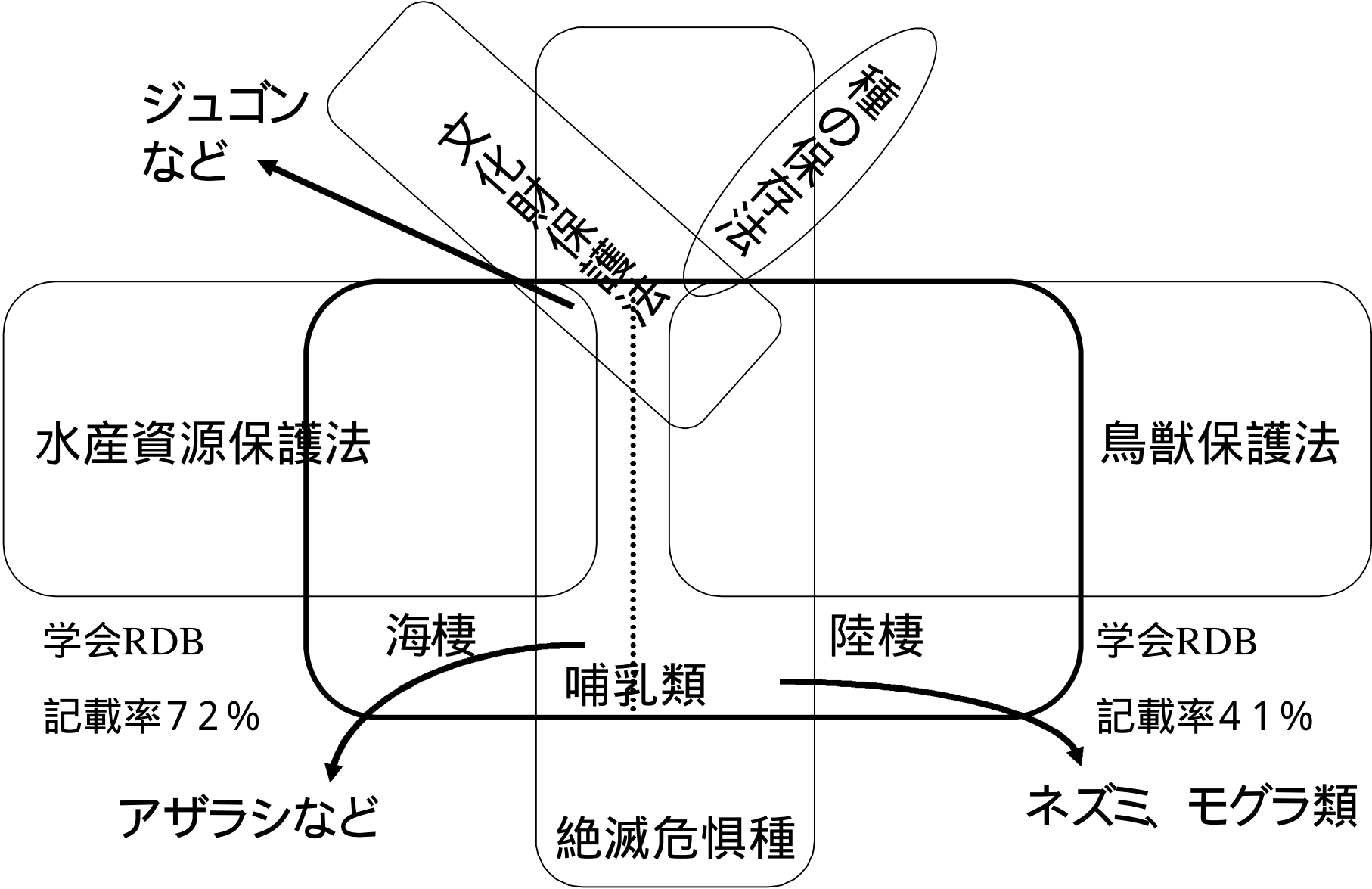
日本の水産関係予算は、必ずしも大きくはないが、65～70%は、漁業地域の振興と水産基盤整備という、インフラ整備（土木工事）に利用されている。資源管理施策の強化や技術開発や試験研究といった、生態系保全とそれに付随する生物多様性保全を実現するための項目は、20%程度に過ぎない。既述の調査など、生態系保全への投資が望まれる。

平成11年度と12年度の水産関係予算（単位：百万円）

	11	12
（一般会計）		
1. 我が国周辺水域における資源管理施策の強化	76,314	86,651
2. 漁業経営の改善と担い手の育成	29,224	32,436
3. 流通・加工・消費対策の強化	4,563	4,143
4. 漁業地域の振興と水産基盤整備	279,474	261,449
5. 国際漁業協力の推進と海外漁場の確保	10,490	9,784
6. 技術開発及び試験研究の推進	14,389	17,656
水産関係一般会計予算総額	406,462	396,930
（特別会計）		
漁船再保険及び漁業共済保険	41,604	29,548

出典：「漁業白書 平成12年度」

日本の野生動物と法律





# 野生動物保護管理政策の成熟度比較

	鳥獣保護法	水産資源保護法
捕獲対象種	対象種を定める(大正7年～)	要保護種を指定
保護事業計画制度	鳥獣保護事業計画(昭和38年～)	なし
順応的管理制度	特定計画制度(平成11年～)	なし
計画への市民参加	特定計画制度(平成11年～)	なし
計画的被害対策	特定計画制度(平成11年～)	なし
減少種に対する計画制度	特定計画制度(平成11年～)	なし

## (7) 生物多様性保全のための環境教育

### <環境学習として>

ごく普通の市民レベルでは、「生物多様性」という概念自体が理解されていないのが実状と思われる。極めて基本的なところから理解の向上を図っていかなくてはならない。

### 学校教育として

1. 子どもの自然体験は極めて乏しくなっており、まず体験し、五感を刺激するところから入りつつ、しっかりと「学習」につながるようなカリキュラムを各学校が考え出す必要がある。

従来からの「理科」「生活科」と、新設の「総合的な学習の時間」において取り組まれることになるが、とりわけ「総合的な学習の時間」で展開される学習は、学習指導要領の内容をしばしば超える発展的な学習となりうるため、学校現場を支える専門的な知識を持った人材の活用がなくては、生物多様性について理解する学習が成り立たない恐れがある。環境省と文部科学省、NGO・NPOの連携によって、学校支援の仕組みを急ぎ整える必要性が強く感じられる。現時点では、学校が独力で人材を探しあてている例が少ない。

端的には、各自治体の教育行政において、学校を支援する人材のデータベース化をはかり、これら人材が日常生活(通常勤務する仕事等)に支障を来すことなく、安心して学校サポートにはいることができる制度を整備することが望まれる。学校支援活動のための特別休暇制度、謝金に関する予算措置など。学校支援活動に際しては職場において特別休暇が取れる制度があれば、来春からの学校週休2日制度下においても支援が期待できると思われる。また、無給による学校支援活動には限界があり、一定の謝金を支払う予算措置の拡充が望まれる。

補足：文部科学省は向こう3年間で5万人の臨時教員の採用を方針として打ち出しているが、その採用に当たっては、環境に限らず、福祉や伝統芸能、開発教育等の専門性の高い人材に比重をおくことも考慮すべきと思われる。

2. 自然体験が不足し、生物多様性についての理解が乏しいのは、子どもの学習に寄り添う教師も同じであり、そのため、教員向けの自然環境についての研修機会を積極的に設けていく必要があると思われる。それは、下に述べる行政による環境学習講座でもよいし、NGO・NPOによる同様の講座受講でもよいであろう。NGO・NPOによる講座に対して、行政による広報および資金的な援助も期待したい。

### 市民への意識啓発として

地域の自然を資産と捉え、市民にその価値について理解を深めてもらう機会を積極的に設けるべきと考える。

自治体によっては、「環境学習講座」のようなものを設けて、市民の意識啓発を図っているが、これを各地の自治体の環境行政が実施すべきと考える。これらの講座を受講した市民が地域の自然保護の担い手になりうるものとする。例えば、東京都では環境学習リーダー養成講座を設け

ている。

また、このような講座を終えたあとにどのような形で社会貢献できるかも重要であり、講座修了生をデータベース化して一般市民に知らせることが併せて肝要である。例えば東京都では「環境学習リーダー人材情報」としてホームページ上などで公開している。このような取り組みを各地の環境行政において行ってほしい。これは上に述べた専門的な知識やスキルを持った人材を学校支援に送るという提案に結びつけて考えることもできる。つまり、講座の修了生に活躍の機会を与えると同時に、専門性の高い人材による支援を求める学校現場のニーズも満たすことができるものとなる。

## ( 8 ) 生物多様性保全とNGOの果たせる役割

懇談会や小委員会の様々な議論の中でNGOやNPO、市民団体の重要性が指摘されてきた。残念ながら現状は、生物多様性国家戦略を意識したNGOやNPO、市民団体活動は皆無に等しく、その体制、役割が明確にされていない。21世紀が環境の世紀、市民の世紀と言われる昨今、具体的な実施体制や役割分担を明確にすることが必要である。

森林の保全については、前記したとおり、国内に「森林管理協議会」を早急に立ち上げ、生物多様性の保全の観点および持続的なベースで森林資源を使うことを推進して行くことが重要になってくる。

里山や里地の保全活動には、多くの市民やNGO、NPOが参加しているが、市民の活発な活動を支えているのは、地域の団体、生物関係の研究者、地域計画や造園のプランナーなどの専門家の参加である。参加の形態は、一市民として初めから活動に関わる、研究者の実践の場と考えて参加する、保全活動に共鳴しアドバイザーとして参加する、など様々である。これからの生物多様性の保全活動は、市民と地域の団体や研究者や地域プランナーとのコラボレーションが重要になってくる。

WWFジャパンでは、設立当初から日本国内で自然・環境保全活動を行っている様々な市民団体、研究者等へ助成金を配分してきた。2001年度までに助成を行なった自然保護活動は、延べ643件、総額3億7492万円となっている。その対象事業は、自然保護のための調査研究・普及教育・保護活動などである。3年前から、「里山地域」、「干潟」、「サンゴ礁」、「南西諸島」の4分野をテーマとし重点を置いてきた。

注：里山地域 = 一度手が加わった山間地域（内陸湿地を含む）

また、2000年度より新たな助成事業として「WWF・日興グリーンインベスターズ基金」を設立し、これまでに助成を行った自然・環境活動は、延べ49件、8200万円となっている。この新たな基金の対象事業は、自然や環境と持続可能な発展への貢献を目的とした環境保全活動などであり、その活動の成果が将来、社会や経済と環境との統合を目指すものとしている。この基金のテーマは、「ライフスタイルの見直し(グリーン購入推進など)」、「環境教育」、「自然・環境保全」の3分野としている。

生物多様性保全の観点から全国の様々な市民団体や研究者の保護、調査・研究活動をサポートすることが今後ますます重要になると同時に「新・生物多様性国家戦略」と連携して効果的な事業展開を検討したい。

【最後に】

来月、12月16日(日)午前9時45分から午後4時半まで、「新・生物多様性国家戦略を考

える 新たな人と自然との関わりを求めて 」を東大農学部弥生講堂に於いて開催する。

その内容は、「生物多様性条約締約が求めている国家戦略とは」「ニュージーランドにおける生物多様性国家戦略策定の歩みについて」「生物多様性をベースにした林業政策について」「沿岸域、特に海生哺乳類の生物多様性保全について」「各地のNGO・NPOからの意見発表」を行うので、小委員会委員、関係省庁の方々の参加を期待したい。